

16 子ども・子育て支援のしくみづくり (保健福祉部)

<ねらい>

都市化・核家族化、長時間労働などにより、家庭や地域の子育て力が低下し、育児不安や児童虐待などの問題が顕在化しています。

そこで、地域の子育て支援の充実・強化を図り、県民の知恵と力の発揮により、児童虐待やいじめ等の未然防止や子ども・子育てを支援する取組みを進めるとともに、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しなど企業等の取組みの促進を図ります。また、家庭教育の重要性についての情報提供、企業等を通じた従業員等への家庭教育実践の呼びかけなど、家庭・地域の教育機能の充実を図ります。さらに、保育所入所待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスや小学生等の放課後対策について一層の充実に取り組みます。

<めざすがた>

幼稚園や保育所をはじめシニア世代やNPO*等による子育て支援が一層活性化するとともに、企業や商店街などが子育て支援に積極的に取組み、地域でも職場でも子どもや子育て家庭が温かく見守られ、「かながわぐるみ」の子ども・子育て支援が推進されています。さらに、すべての親や親となる若い世代の家庭教育の重要性についての認識が深まり、社会全体で家庭教育を支援するための環境づくりが進んでいます。同時に子ども一人ひとりが適切な教育・保育が受けられ、働きながら安心して子育てができる社会になっています。

<数値目標>

目標① 子ども・子育て支援に取り組む認証事業者の数(累計)

ア 認証事業者の数

(単位：者)

実績(2005)	現状(2006)

2007	2008	2009	2010
100	300	500	800

イ 認証事業者のうち中小事業者の数

(単位：者)

実績(2005)	現状(2006)

2007	2008	2009	2010
40	130	250	400

(子ども家庭課調べ)

目標② 県所管域(政令市及び中核市を除く)の1保育所あたりの入所待機児童数(単年度)

(単位：人)

実績(2005)	現状(2006)
1.44	1.32

2007	2008	2009	2010
1.24	1.16	1.07	1未滿

(子ども家庭課調べ)

※ 保育所入所待機児童数をより身近な数値として実感できるよう、1保育所(ここでは認可保育所及び認定保育施設*)あたりの入所待機児童数を目標としました。なお、実績(2005)の欄は、2005年度の取組みの成果などが現れる2006年4月1日現在の待機児童数と施設数に基づく値を記載しており、以降の年度も同様です。

<取り組む事業>

子ども・子育て支援について、市町村等の取組みに対する支援の充実を図るとともに、家庭教育の重要性についての普及啓発や、地域・企業と連携した家庭教育支援の取組みを進めます。同時に、児童虐待やいじめ、不登校等の未然防止のためのネットワークの推進や、NPO等による子ども・子育て支援活動への支援など、行政と民間の連携・協働による取組みの一層の活性化を図ります。また、子ども・子育て支援の取組みを進める事業者の認証、企業や商店街等による子ども・子育て支援活動に対する表彰の実施などにより、事業者による取組みの促進を図ります。

さらに、認定こども園*や認定保育施設の設置・運営支援、認可保育所の創設誘導などによる保育所入所待機児童の解消、特定保育・休日保育・私立幼稚園の預かり保育など多様な保育サービスの拡充、放課後児童クラブへの支援や放課後子ども教室*の設置などを進めます。

	構成事業	取組内容 (実施主体)	現 状 (2006 見込)	年度別計画			
				2007	2008	2009	2010
1	家庭・地域の子育て力・教育力強化の取組みの充実 子育て相談・情報提供や親子の交流の場づくり、子どもの一時保育など、地域の子育て支援の充実や、子どもの生きる力を培う上で重要な保護者による家庭教育の充実のため、市町村等による地域ぐるみの取組みを支援します。また、家族や家庭、いのちの大切さについて理解を深め、親になるための教育を推進します。	地域での子育て支援 ・ 子育て支援拠点への支援 (市町村)	市町村 23	市町村 25	市町村 27	市町村 29	市町村 29
		・ 子育て支援・交流の場づくりへの支援 (市町村、民間)	箇所 254	箇所 273	箇所 303	箇所 333	箇所 363
		・ 一時保育 ^{注1} の拡充 (市町村、民間)	市町村 22	市町村 23	市町村 24	市町村 25	市町村 26
		家庭の子育て力・教育力強化の支援 (県)	家庭教育に関する普及・啓発	子どもの生活習慣改善キャンペーン	子どもの生活習慣改善キャンペーン	子どもの生活習慣改善キャンペーン	普及啓発事業の推進
	県営住宅による子育て世帯への入居支援 (県)	募集戸数 100戸 (100)	戸 90 (190)	戸 80 (270)	戸 80 (350)	戸 80 (430)	
2	子ども・子育て支援のための行政と民間の連携・協働の推進 いじめ・不登校・児童虐待の未然防止はもとより、子どもの豊かな育ちと生き生きとした子育てを支援するため、市町村と連携して、団塊の世代*など中高年世代を含む、幅広い世代による子ども・子育て支援活動の促進を図るとともに、行政と民間及びNPO相互の連携・協働を推進します。	「子どもサポートネットワーク」の推進 (県)	—	推進会議の設置	運営	運営	運営
		「子ども・子育て支援プロジェクト」の公募・実現支援 (県、民間)	—	事業 2	事業 15	事業 15	事業 18
3	事業者などの子ども・子育て支援活動の促進 企業などの事業者や商店街等による子ども・子育て支援への取組み・活動を促進するため、専門家の派遣や活動の表彰、NPOとの連携・協働による出前研修等の支援、認証を受けた事業者への優遇措置などを実施します。	社会保険労務士の派遣等による中小事業者の取組み支援 (県)	—	事業者 100	事業者 100	事業者 100	事業者 100
		家庭教育力向上のための県と企業・事業所の協定の締結 (県、民間)	—	社・所 15 (15)	社・所 25 (40)	社・所 30 (70)	社・所 30 (100)
		事業所内保育施設設置・運営の促進・支援 (市町村、民間)	企業などのニーズ等調査	検討・調整	コーディネートなどの支援	コーディネートなどの支援	コーディネートなどの支援
		企業・商店街等の子ども・子育て支援のための地域貢献活動の表彰 (県)	条例における制度化	者 5	者 5	者 5	者 5
4	待機児童解消に向けた取組みの促進 待機児童の解消に向けた市町村の定員増などの取組みを促進するため、多様な主体による保育所などの整備を促進するとともに、認定こども園の認定促進、認定保育施設への支援を行います。	民間保育所の設置促進 (市町村、民間)	箇所 1	箇所 2	箇所 2	箇所 3	箇所 3
		認定こども園の認定促進 (市町村、民間)	条例制定	10箇所 (10)	10箇所 (20)	10箇所 (30)	10箇所 (40)
		認定保育施設への支援 (市町村、民間)	箇所 50	箇所 53	箇所 54	箇所 55	箇所 56
5	多様な保育サービスの充実 保護者の就労時間や就労形態が多様化する中で、県民のさまざまな保育ニーズに対応するために、多様な保育サービスの拡充を図ります。	特定保育 ^{注2} の拡充 (市町村、民間)	箇所 17	箇所 26	箇所 27	箇所 32	箇所 37
		休日保育の拡充 (市町村、民間)	箇所 9	箇所 11	箇所 11	箇所 12	箇所 13
		私立幼稚園預かり保育の実施への支援 (民間)	箇所 413	箇所 433	箇所 453	箇所 473	箇所 493
6	小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供 小学生等が放課後や長期休暇を安心して仲間と過ごすことのできる場の提供や、障害児等の放課後などの活動の場を確保する市町村等の取組みを支援します。	放課後児童クラブへの支援 (市町村、民間)	箇所 241	箇所 252	箇所 269	箇所 283	箇所 294
		放課後子ども教室の設置 (市町村)	—	箇所 26	箇所 34	箇所 43	箇所 52
		障害児等の日中における活動の場の確保 (市町村)	日中一時支援事業 ^{注3} の実施	実施	実施	実施	実施

注1 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対するサービス
注2 恒常的な保育所入所までには至らないが、週に一定程度の保育が必要な児童に対する保育サービス
注3 障害者自立支援法による市町村の地域生活支援事業であり、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業